

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕従業者が、認知症の症状を伴う要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供することを目的とする。
運営の方針	指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものである。 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(3) 事業所の施設概要

建築	木造 2 階建	1 階 262.44 m ² 2 階 257.04 m ²
敷地面積	478.19 m ²	
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日	
ユニット数	2	

<主な設備等>

面積	478.19 m ²
居室数	1 ユニット 9 室 1 部屋につき 10.64 m ² ~12.96 m ²
居間・食堂	1 ユニットにつき 1 箇所 32.4 m ²
台所	1 ユニットにつき 1 箇所 8.1 m ²
トイレ	1 ユニットにつき 4 箇所 2.06 m ² 、2.16 m ² 、4.62 m ² 、
浴室	1 ユニットにつき 1 箇所 5.17 m ² (脱衣所 9.4 m ²)
特浴室	なし
事務室	9.72 m ²

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供 時間	24 時間体制	
日 中 時 間 帯	6 時～ 2 1 時	
利用定員 内 訳	1 8 名	1 ユニット 9 名 2 ユニット 9 名

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 植田 則明
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤換算 1名
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	非常勤 1名
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	ユニット毎に日中利用者3名に対して常勤換算1名以上及び夜間帯職員

5 認知症対応型共同生活介護または、介護予防計画の作成

- (1) 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、利用者及び利用者の代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画または、介護予防計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。
- (2) 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- (3) 利用者及び利用者の代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は利用者の代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- (4) 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者の代理人に対し内容を説明します。

6 サービスの内容及びその提供

- (1) 事業者は、契約者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
 - ①保険給付サービスとして、下記のサービス等を提供します。但し、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
 - イ. 日常の生活上の世話

ウ. 日常生活の中での機能訓練

エ. 相談、援助

②介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスは、「介護保険給付サービス及びその他の費用」のとおり提供します。

- (2) 利用者は、事業者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者の確認を受けることとします。
- (3) 事業者は、利用者の認知症対応型共同生活介護サービスの実施状況に関する記録を整理し、その完結の日から5年間保存します。
- (4) 利用者及びその後見人、家族又は身元引受人は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による複写を求めることができます。ただし、この閲覧及び複写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。
- (5) 事業者は、要介護者であって認知症の状態（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）にあり共同生活住居での介護を希望するものに提供します。
- (6) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービス内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「説明書兼同意書」を作成し、それをもって認知症対応型共同生活介護及び介護予防の内容とします。

※計画作成及び提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
認知症対応型共同生活介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none">1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した「介護計画」を作成します。2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。3 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付します。4 計画作成後においても、介護計画に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者と連絡を継続的に行い、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	<ol style="list-style-type: none">1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。2 摂食・嚥下機能その他の入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。4 (ユニット型) 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 2 寝たきり等の方はシャワー浴や全身清拭、手浴、足浴など代替えケアを提供し、衛生状態の確保に努めます。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、レクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		医師による定期的な診察を受ける機会を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

7 関係事業者との連携

事業者は、利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供するにあたり、医療・

福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

8 協力義務

利用者は、事業者が利用者のため認知症対応型共同生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

9 料金

- (1) 事業者が提供する認知症対応型共同生活介護サービスの月単位の介護度ごとの利用料その他の費用は、別紙に記載したとおりです。
- (2) 事業者は、当月の料金合計額の請求書を翌月15日までに利用者へ送付します。
- (3) 利用者は、当月の利用料金合計額を翌月末日までに支払います。
- (4) 利用者は、翌月分の室料、共益費を毎月末日までに支払います。
- (5) 利用者は、(3)および(4)の料金・費用を口座振替の方法で事業者へ支払います。
- (6) 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときには、利用者に対し領収書を発行します。

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送等）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払分をお支払いいただくことがあります。

10 料金の変更

- (1) 事業者は、利用者に対して、3ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの変更を申し入れることができます（但し介護保険制度改正時は運用された月内に）。
- (2) 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「説明書兼同意書」を作成し、お互いに取り交わします。
- (3) 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

1 1 利用者負担額の滞納

- (1) 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、14日以上
の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることが
できます。
- (2) 前項の催告をしたときは、事業者は、利用者の日常生活を維持する見地から介護計画の変更、
介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- (3) 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払い
をしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- (4) 事業者は、前項の規程により解除に至るまでは、滞納を理由として認知症対応型共同生活介
護サービスの提供を拒むことはできません。

1 2 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者及びその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者及びその家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族等の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族等の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者及びその家族等の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

<p>③ 利用者及びその家族の個人情報の使用について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 私（利用者）が、個別サービス計画に基づくサービス等を利用するにあたり、各サービス担当事業所に利用者及びその家族等の個人情報を使用する場合 2 私（利用者）が、診察や入院等で医療機関に対し、治療のために必要と判断した情報や、病院から情報を求められた場合、また、家族等の情報提供を病院から求められた場合 3 私（利用者）が、他事業所を希望する際に紹介等の援助を受けるために、必要な個人情報及びその家族の個人情報が必要とする場合 4 介護保険サービスの質の向上のための研究会等での事例発表等を行う場合（倫理的配慮は行います） 5 事業所の広報物または利用者・その家族等の説明や運営推進会議の説明等に使用する場合
--------------------------------	--

★利用者及びその家族等は、本契約の締結により、上記の内容に同意し、利用者及びその家族等の個人情報の使用を了承するものとし、契約締結時に記載された家族等の個人情報についても予め、それぞれの同意を得たものとしします。

1 3 利用者の解約権

利用者は1ヶ月以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解約することができます。

1 4 事業所の解約権

- (1) 事業者は、利用者が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、1ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、前項によりこの契約を解約しようとする場合は、前もって利用者の生活圏域の地域包括支援センターや公的機関等と協議し、必要な援助を行います。
- (3) 事業所が継続的に事業運営が困難になった場合は、1ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

1 5 契約の終了

- (1) 利用者は事業者に対して、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。ただし、この際は通知より4週間分の利用料（室料・光熱水費・共益費・日用品費）を支払って頂きます。
- (2) 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ②事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④事業者が破産した場合。
- (4) 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約す

ることができます。

- ①利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
- (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ①利用者の要介護認定区分が、要支援1または非該当（自立）と認定された場合。
 - ②利用者が死亡した場合。
 - ③10-3項または13に基づき、利用者が契約を解約したとき
 - ④利用者が、介護保健施設や医療施設等へ入所または入院し30日以内に退所・退院できる見込みがない場合、又は、30日経過しても退所・退院できないことが明らかな場合。

16 身元引受人

- (1) 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めます。
- (2) 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行する責任を負います。
- (3) 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること
 - ②契約解除または契約の終了の場合、予め退去先が決まっている場合を除き事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること
 - ③利用者が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理その他の必要な措置をなすこと

17 損害賠償

- (1) 事業者は、介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者及びその後見人、家族または身元引受人へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- (3) 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

18 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

19 代理人

- (1) 利用者は代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- (2) 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

2 0 合意管轄

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者および事業者は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

2 1 入退居に当たっての留意事項

- (1) 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の対象者は要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
- ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族等の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

2 2 衛生管理等

(1) 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。

(3) 他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

2 3 緊急時の対応方法について

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名 あさひ病院 所在地 明石市林崎町2丁目1番31号 電話番号 078-924-1111 受付時間 9:00~18:00 診療科 内科 人工透析 形成外科 美容外科 整形外科
	医療機関名 たてや歯科クリニック 所在地 明石市藤江若林1054-5 電話番号 078-920-8852 受付時間 9:00~17:00 診療科 歯科

2.4 事故発生時の対応方法について

利用者に対する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険
補償の概要	損害賠償金 1 億円（身体障害事故、財物損壊事故、人権侵害に対する慰謝料、身体障害・財物損壊を伴わない経済的損失）

2.5 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ケアマネジャー 堀長 昌子）

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に退所するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 6月・12月）

2.6 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・ 管理者は訪問介護員に事実関係の確認を行う。
- ・ 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・ 相談担当者が必要と判断した場合には、事業所内で検討会議を行う。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

③ 事業者は、苦情対応の責任及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した認知症対応型共同生活介護サービスについて利用者、利用者の後見人または利用者の家族からの苦情の申立てがある場合は、迅速かつ確実に必要な対応を行ないます。

④ 事業者は、利用者及びその後見人、家族または身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、利用者に対し不利益な取り扱いをすることはできません。

(2) 苦情申立の窓口

○グループホーム スリール明石西新町

TEL : 078-962-6371 (平日 9:00~18:00)

○明石市高齢者総合支援室

TEL : 078-918-5288

○兵庫県国民健康保険団体連合会

TEL : 078-332-5617 (平日 8:45~17:15)

○あかし消費生活センター (契約についてのご相談)

TEL : 078-912-0999 (平日 8:45~17:30)

2.7 情報公開及び第三者評価について

事業所において実施する事業の内容については、兵庫県 介護事業所・生活関連情報検索介護ホームページにおいて公開しています。

事業所の自己評価を基に、第三者評価機関(当事業所以外の構成・中立な立場)が、専門的かつ客観的な立場から事業所を評価する制度です。その内容については、事業所内でも閲覧できるようにし、また、独立行政法人福祉医療機構、福祉サービス第三者評価情報にも公開されます。

2.8 運営推進会議について

運営推進会議を設置し、概ね 2 か月に 1 回以上運営推進会議を開催し、サービス内容や活動状況を報告し、運営推進会による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

2.9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 植田 則明
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

30 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

31 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2か月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

32 サービス提供の記録

- (1) 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

3.3 要介護認定の申請に係る援助、その他社会生活上の便宜の提供

- (1) 契約期間内における、認定調査に係る申請等の代行及び、介護保険者証の交付、再交付など代行業を依頼に基づき行います。尚、代行依頼については重要事項説明における同意、また、契約書の締結をもって、その代行依頼手続きを行ったものとする。
ただし、利用終了となる場合には、代行依頼についても終了となる。
- (2) 新規登録の手続き、更新申請等の手続きに必要な要介護被保険者証等、事業所が必要と判断した時は提出していただきます。その間の管理は十分に行います。
その期間については、代行依頼の解除の要請がない限り、契約の期間とし、契約の更新があった場合には、代行依頼についても更新を行ったものとする。
- (3) その他日常生活における便宜の提供については、その必要性に応じて支援を行います。

3.4 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型生活介護）の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画書に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

介護保険給付サービス及びその他の費用一覧

《認知症対応型共同生活介護費・短期利用認知症対応型共同生活介護費》
・共同生活住居数が2以上

事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
II	要介護1	753	7,733	774	1,547	2,320
	要介護2	788	8,092	810	1,619	2,428
	要介護3	812	8,339	834	1,668	2,502
	要介護4	828	8,503	851	1,701	2,551
	要介護5	845	8,678	868	1,736	2,604

事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用II	要介護1	781	8,020	802	1,604	2,406
	要介護2	817	8,390	839	1,678	2,517
	要介護3	841	8,637	864	1,728	2,592
	要介護4	858	8,811	882	1,763	2,644
	要介護5	874	8,975	898	1,795	2,693

《介護予防認知症対応型共同生活介護費・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費》
・共同生活住居数が2以上

事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担

			担		
Ⅱ 要支援 2	749	7,692	770	1,539	2,308

事業所区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
Ⅱ (短期利用) 要支援 2	777	7,979	798	1,596	2,394

※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の 90/100 となります。

・加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
夜間支援体制加算 (Ⅰ)	50	513 円	52 円	103 円	154 円	1日につき
夜間支援体制加算 (Ⅱ)	25	256 円	26 円	52 円	77 円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (短期利用のみ)	200	2,054 円	206 円	411 円	617 円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,232 円	124 円	247 円	370 円	1日につき
入院期間中の体制加算	246	2,526 円	253 円	506 円	758 円	1月に6日。月をまたぐ場合連続12日
看取り介護加算★	72	739 円	74 円	148 円	222 円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,478 円	148 円	296 円	444 円	死亡日以前4日以上30日以下
	680	6,983 円	699 円	1,397 円	2,095 円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13,145 円	1,315 円	2,629 円	3,944 円	死亡日
初期加算	30	308 円	31 円	62 円	93 円	1日につき
協力医療機関連携加算 (Ⅰ) ※相談・診療を行う体制を常時確保している医療機関と連携	100	1,027 円	103 円	206 円	309 円	1月につき
医療連携体制加算 (Ⅰ) イ	57	585 円	59 円	117 円	176 円	1日につき
ロ	47	482 円	49 円	97 円	145 円	1日につき
ハ	37	379 円	38 円	76 円	114 円	1日につき
医療連携体制加算 (Ⅱ)	5	51 円	6 円	11 円	16 円	1日につき
退去時情報提供加算	250	2,567 円	257 円	514 円	771 円	1月につき
退居時相談援助加算	400	4,108 円	411 円	822 円	1,233 円	1回につき
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1日につき
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	41 円	5 円	9 円	13 円	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100	1,027 円	103 円	206 円	309 円	1月につき (初回の算定から3月間)
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200	2,054 円	206 円	411 円	617 円	1月につき (初回の算定から3月間)

要介護度による区分なし

栄養管理体制加算	30	308円	31円	62円	93円	1月につき
口腔衛生管理体制加算	30	308円	31円	62円	93円	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20	205円	21円	41円	62円	6か月に1回
科学的介護推進加算	40	410円	41円	82円	123円	1月につき
高齢者施設感染対策向上加算(Ⅰ)	10	102円	11円	21円	31円	1月につき
(Ⅱ)	5	51円	6円	11円	16円	
新興感染症等施設療養費	240	2464円	247円	493円	740円	月5日限度
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	225円	23円	45円	68円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	184円	19円	37円	56円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	61円	7円	13円	19円	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 31/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費 に各種加算減算 を加えた総単位数 (所定単位数)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 23/1000	左記の単位数 × 地域区分				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 111/1000	左記の単位数 × 地域区分				
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 81/1000	左記の単位数 × 地域区分				
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 23/1000	左記の単位数 × 地域区分				
虐待防止未実施減算	所定単位の 1/100 減算	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
業務継続計画未実施減算	所定単位の 3/100 減算	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	

- ※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。
- ※ 夜間支援体制加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると判断した利用者に対して、サービスを提供した場合に、入居を開始した日から7日間を限度として算定します。
(短期利用のみ)
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 入院期間中の体制加算は、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に1月に日を限度として所定単位数に代えて1日につき46単位を算定する。但し、入院の初日及び最終日は算定できない。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ う体制を常時確保して協力医療機関連携加算は入居者の病状が急変した場合等に、医師又は看護職員が相談対応を行いうること。
高齢者施設等からの診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

- ※ 入居者の病状が急変した場合等に、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- ※ 医療連携体制加算(Ⅰ)イは、事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。ロは、事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。ハは、事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。
- ※ 医療機関連携加算(Ⅱ)
医療連携体制加算(Ⅰ)のいずれかを算定していることが要件
算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること。(1)喀痰吸引を実地している状態。(2)呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。(3)中心静脈注射を実地している状態。(4)人工腎臓を実地している状態。(5)重篤な心機能障害、呼吸器障害等により常時モニター測定を実地している状態。(6)人工膀胱又は人工肛門の処置を実地している状態。(7)経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。(8)褥瘡に対する治療を実地している状態。(9)気管切開が行われている状態。(10)留置カテーテルを使用している状態。(11)インスリン注射を実地している。
- ※ 退所時情報提供加算は、入所者等が医療機関へ退所した場合。医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。
- ※ 退居時相談援助加算は、利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施する医療機関の医師等が当事業所を訪問した際に、当事業所の計画作成責任者と共同で利用者の状態評価を行い、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
(Ⅱ)
尚、助言を受けて計画を作成した場合には(Ⅰ)を算定する。
- ※ 栄養管理体制加算は、管理栄養士が従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定します。
- ※ 口腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。②必要に応じて介護計画書を見直すなど、介護の提供に当たって①に規定する情報その他の介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)は、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医

療との間で、振興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

・協力医療機関等との間で振興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に一回以上参加していること。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)は、診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

※ 新興感染症施設療養費は入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染所※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。※現時点において指定されている感染症はない。

施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における振興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、振興感染発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。・また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、振興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

※ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の対象となります。

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算は、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

・虐待の防止のための指針を整備すること。・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ 業務継続計画未策定減算は、以下の基準に適合していない場合。

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。

・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

注) 令和7月3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

※ 利用者が病院又は診療所に入院後、3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合、1月に6日を限度として利用者負担を算定します。

※ 地域区別の単価(4級地10.27円)を含んでいます。

※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は全額をいったんお支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えてお

住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

・その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額 50,000円
② 敷金	入居時 200,000円
	利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還します。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて、退去時に残額を返還します。
③食材料費	朝食300円/回（パン100円, フルーツ90円, 飲料60円, 野菜50円）
	昼食600円/回・夕食600円/回（主菜400円, 米80円, みそ・具材50円, 野菜50円, 調味料20円）
④管理費	月額15,000円
	居室部分の電気代・水道代（共用部分は除きます）として1日500円をご負担いただきます。
⑤共益費	月額15,000円 共用部分の管理費としてご負担いただきます。
⑥理美容費	理容代2,000円～（実費）
⑦その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

※食材料費、管理費については年度で清算をおこないます。

※利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

※法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

●利用料、利用者負担額の目安

（介護保険を適用する場合）

《認知症対応型共同生活介護・短期利用認知症対応型共同生活介護》

介護保険負担割合 (1割/3割)	初期加算(入居日から30日)	医療連携 本割加算	退居時相談援助加算	認知症専門ケア加算	若年性認知症利用者 受入加算	サービス提供 本割強化加算	改善加算 介護職員等特定処遇 改善加算	算 介護職員処遇改善加算	家賃	共益費	共益費	食材料費
○	○	○					○	○	○	○	○	○
									50,000	15,000	15,000	48,600
1か月当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額									円			

≪介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護

≫

介護保険 負担割合 (1割/3割)	初期加算(入居 日から30日)	退居時相談援助 加算	認知症専門ケア 加算	若年性認知症 利用者受入加算	サービス提供体 制強化加算	介護職員等特定 処遇改善加算	介護職員処遇改 善加算	家賃	共益費	共益費	食材料費
○	○					○	○	○	○	○	○
								50,000	15,000	15,000	48,600
1か月当たりの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額								円			

契 約 書

令和 年 月 日

上記内容について、明石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、明石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の規定に基づきご利用者様に説明を行いました。

事業者の住所 神戸市灘区備後町5-3-1-309

電話番号 078-811-3013

事業者の名称 株式会社ヒナコーポレーション

代表者氏名 代表取締役 園田 潤治 (印)

説明者氏名 管理者 植田 則明 (印)

私は、重要事項説明書兼契約書の説明を受け、交付を受けました。重要事項説明書兼契約書の内容に同意の上で契約を行います。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者、事業者各署名押印して1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

利用者の住所

電話番号

利用者の氏名 _____ (印)

身元引受人の住所

電話番号

身元引受人の氏名 _____ (印) 利用者との関係

契約者(利用者本人)が契約を行う事が困難であり、従前に、契約を行う事が困難な場合には、代理契約の依頼を受けていたため、契約者に変わり、私が、この契約を行います。

代理人の住所

電話番号

代理人の氏名 _____ (印)

利用者との関係

※請求書送付先を○で囲んで下さい

利用者 身元引受人 代理人 その他(住所・名前・電話番号を記載して下さい)